

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊野市社会福祉協議会の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事（正副会長を含む）及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員等の報酬については、次の各号の業務についた場合、下表の報酬を支給する。但し、行政職員並びに当法人の職員を兼ねる、役員及び評議員等には支給しない。

役員等	報酬額	備考
会 長	50,000 円（月額）	但し、月の途中で交代した場合は、新、旧会長に支給。
副会長	20,000 円（月額）	但し、月の途中で交代した場合は、新、旧副会長に支給。
理 事・監 事	2,000 円（回）	理事会出席につき
監 事	10,000 円（回）	監査を行った場合
評議員※監事	2,000 円（回）	評議員会出席につき ※監査報告時

(法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(役員等の会議等出席に伴う費用弁償)

第5条 役員及び評議員等が役員会等に出席したとき、また次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、社会福祉法人熊野市社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2

- (1) 正副会長会議
- (2) 監査業務
- (3) 地区社協連絡会
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) 法人業務のための行動
- (6) その他、会長が認める法人業務等への出席

(役員等の出張旅費)

第6条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、社会福祉法人熊野市社会福祉協議会旅費規程に基づき、日当及び旅費を支給する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。